

## 行政書士ADRセンター神奈川調停人養成研修会のご案内

- [日時] 平成30年6月16日(土)  
AM10:00~PM5:00(10分前までにご参集ください)
- [場所] 第一会議室(727号室)
- [講師] 三澤太雅弁護士(神奈川県弁護士会)
- [内容] **相続法と民法改正~今後の相続法改正を見据えて、  
具体的な事案を解決する力を養う~**  
午前中は座学中心、午後はグループに分かれ事例研究  
効果測定も実施予定です。  
必ず六法を持参下さい。
- [資格] ADR手続実施者に登録を希望される方。登録を希望されない方も自由参加できます。
- [取得単位] 民法6時間  
ADR手続実施者に必要な研修時間数については、行政書士ADRセンター神奈川規則施行細則のp.4記載の規定を以下のurlでご参照ください。  
<http://adr-gyouseisyoshi.org/download/rule07.pdf>
- [人数] 40名(定員に達した場合、締め切ります。)
- [募集期間] 平成30年6月11日
- [申込方法] 本会のHPの申込か下欄の申込用紙をFAXしてください。  
神奈川県行政書士会事務局FAX  
045-664-5027(担当は、ADR運営委員会)

### 受講申込書

平成30年6月16日(午前・午後)開催のADR研修を申し込みます。

平成 年 月 日

支部名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_